

政 委 第 27 号
平成 19 年 12 月 11 日

内 閣 総 理 大 臣
福 田 康 夫 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会
委員 長 大 橋 洋 治

独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する
勧告の方向性について

今般、当委員会は、貴府所管の独立行政法人（独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構）の主要な事務及び事業の改廃に関して勧告の方向性を別紙のとおり取りまとめました。

今後、貴府におかれては、この勧告の方向性の趣旨が最大限いかされるよう見直しを進めていただき、本年の予算編成過程における財政当局からの指摘及び独立行政法人改革に関連する諸会議での議論をも十分に踏まえた内容としていただくようお願いいたします。その後は、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」（平成 15 年 8 月 1 日閣議決定）に基づき、行政改革推進本部の議を経た上で最終的な見直し案を決定し、これを踏まえて新中期目標・中期計画の策定等を行っていただくこととなります。

なお、貴府所管の見直し対象法人のうち、別紙により今回通知する法人以外の法人については、今後、当委員会において引き続き検討の上、別途通知いたします。

また、当委員会としては、「勧告の方向性」のフォローアップについて」（平成 17 年 7 月 11 日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評

価分科会決定)を踏まえ、別紙の法人の新中期目標・中期計画の策定等に向けた貴府、当該法人及び貴府独立行政法人評価委員会の取組を注視させていただき、必要な場合には、行政改革推進本部に意見を述べるとともに、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)に基づく勧告を行うこととしております。引き続き、当委員会の審議に御協力くださいますよう、よろしく願いいたします。

独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構の主要な事務及び事業の
改廃に関する勧告の方向性

独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構（以下「沖縄科学技術研究基盤整備機構」という。）の主要な事務及び事業については、国が独立行政法人に実施させるべきものに特化し、業務の質の確保を図りつつ、その運営の効率性・自律性を高めるとともに、国の歳出の縮減や国民負担の軽減を図る観点から、以下の方向で見直しを行うものとする。

第1 事務及び事業の見直し

1 大学院大学の設置準備の着実な実施

沖縄科学技術研究基盤整備機構の主要業務である大学院大学の設置準備に関し、その基本となる大学院大学における教育研究分野等のコンセプトの検討が予定よりも遅れていることから、設置準備業務の体制の見直しを行い、早急に結論を得るものとする。その上で、大学院大学の組織規程等の整備等の諸準備を着実に進めるものとする。

また、中期目標・中期計画において、開学までに必要な、①大学院大学の教育課程及び教員組織等の検討、②開学時に必要な主任研究者の採用、③研究施設等大学院大学施設の整備等の準備活動について、具体的かつ明確な目標を示すとともに、毎年度具体的かつ明確な計画を策定しその進捗^{ちよく}状況の検証を行うものとする。

2 世界最高水準の大学院大学にふさわしい研究活動の実施

世界最高水準の大学院大学を開学することが使命であることにかんがみ、これにふさわしい研究者を確保するための研究者の採用基準を明確にするものとする。また、研究の成果について、使命に照らし十分な成果が上がっているかとの観点から、厳格な評価を行うものとする。

3 資産の有効活用

沖縄科学技術研究基盤整備機構の本部等として利用としているシーサイドハウスについて、有効な資産活用が行われるよう引き続き検討を行うものとする。

第2 給与水準の適正化等

沖縄科学技術研究基盤整備機構の給与水準（平成18年度、事務・技術職員）は対国家公務員指数で145.3となっており、国家公務員の水準を上回っていることから、当該給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講ずることにより、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表するものとする。

- ① 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。
- ② 職員に占める管理職割合が高いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。
- ③ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。
- ④ 業務内容が給与水準に見合ったものとなっているか。

第3 自己収入の増加

外部研究資金を獲得し、自己収入を増大させるためのインセンティブ制度の導入や事務局による研究者のサポート等の具体的な取組について検討を行うとともに、これに係る具体的な目標を設定するものとする。

第4 その他の業務全般に関する見直し

上記第1から第3に加え、業務全般について、以下の取組を行うものとする。

1 効率化目標の設定

一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。

2 随意契約の見直し

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進するものとする。

- ① 沖縄科学技術研究基盤整備機構が策定する「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。
- ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。
また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを行うよう要請するものとする。